

南国市持続化支援給付金【法人】

新型コロナウイルスの影響により、**事業収入が前年より20%以上減少した南国市内の事業者**に対して、**事業継続を支えていくための南国市独自の給付金を支給**します。
※国の持続化給付金の給付を受けていても申請できます。

■対象事業者

以下の要件をすべて満たす事業者

- ・2019年以前から市内に事業所等を置く法人
- ・2020年4月1日時点において、次のいずれかを満たす法人。
 ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人
 - (1) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
 - (2) 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員(*)の数が2,000人以下であること。
- ・2019年以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があるもの
- ・新型コロナウイルスの影響等で、2020年3～12月のうち連続する3か月(対象期間)の月平均事業収入が前年同期の月平均事業収入より20%以上減少しているもの
- ・公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体等でないもの

■支援金額

$$\left[\begin{array}{l} \text{対象月の前事業年度} \\ \text{の年間事業収入} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{対象期間のうち任意の一月} \\ \text{(対象月)の事業収入} \times 12 \end{array} \right]$$

【給付上限額】

2020年6月1日時点の南国市内の事業所等の常時使用する従業員数(*)に応じて決まります

49人以下の法人	上限40万円
50～99人の法人	上限80万円
100人以上の法人	上限120万円

*「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」を指します。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断します。また、会社役員及び個人事業主は「常時使用する従業員」には該当しません。

■提出書類

- ・申請書(市のHPからダウンロードまたは市役所窓口等)
- ・対象期間の前事業年度の確定申告書第1表控えの写し(収受日付印がある、または電子申告受信通知を添付するもの)
 - ※確定申告が完了していない場合は、2事業年度前の確定申告書の控えの写し又は税理士の署名押印済みの前事業年度の事業収入額を証明できる書類等で代替することができます。
- ・対象期間の前事業年度の法人事業概況説明書の控えの写し
- ・対象期間の月間事業収入がわかるもの
- ・振込先口座の確認ができる通帳の写し

■申請受付期間

郵送受付: 2021年1月29日(金) 消印有効
 窓口受付の場合は2021年1月29日(金)まで

■申請方法

郵送または市商工観光課窓口での申請による

●郵送先

〒783-8501 南国市大桶甲2301

南国市商工観光課 持続化支援給付金担当宛

【問い合わせ】

〒783-8501 南国市大桶甲2301

南国市役所商工観光課

電話番号: 088-880-6560

受付時間: 9時から17時まで(土日祝日は除く)